

韓国向けPrunus属植物の輸出に関する緊急対応について

平成21年5月13日

農林水産省植物防疫所

4月8日、農林水産省は東京都青梅市において我が国未発生であったプラムポックスウイルスの発生が確認された旨発表したところです（<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/keneki/090408.html>）。この発表を受け、5月11日、韓国の植物検疫当局から、我が国（東京都）から韓国に輸出される Prunus 属植物について緊急輸入制限措置を講じる旨の連絡がありました。

措置の概要は下記のとおりです。輸出する場合は事前に最寄りの植物防疫所にご相談ください。

（各植物防疫所連絡先は下記アドレスを参照ください。）

<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/index.html>

記

緊急措置（日本からの Prunus 属植物の輸入制限）の内容

- （1）輸入禁止対象地域：東京都全域
- （2）対象植物：苗木、穂木及び接ぎ穂を含む栽植用 Prunus 属植物（種子を除く）
- （3）対象となる有害植物：プラムポックスウイルス
- （4）発効日：2009年5月14日の植物検疫証明書発給分から

ただし、東京都以外の地域で生産されたものについては、輸出検査で産地を確認の上、植物検疫証明書へ下記の追記を行うことにより輸出が可能です。

"The planting plant such as seedling, graft, and scion that belong to genus *Prunus*, is produced in areas other than Tokyo Metropolis."